

第 10 期 須坂市分別収集計画

(2023 年 4 月～2028 年 3 月)

須 坂 市
2022 年 6 月

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

1. 計画策定の意義

生活を営む中で発生するごみは、便利な生活を送るために年々種類が多様化しているが、分別の不徹底や不法投棄などによる海洋プラスチックなどの諸問題が発生し、地球環境に大きな影響を与えている。

ごみの分別により資源の有効利用を促進することは、ごみを焼却するだけでなく、廃棄物を資源として再生利用でき、循環型社会の形成に寄与することにつながる。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の資源化を推進するために、官民一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 全ての関係者が一体となった取り組みによる分別収集の促進
- (2) ごみ減量化、リサイクル、再利用を目指した地域社会づくり
- (3) ごみの適正処理の推進

3. 計画期間

本計画の計画期間は、2023 年 4 月を始期とする 5 年間とし、2025 年に見直す。

4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙類（飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装であって前述以外のもの）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

(単位：t)

	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
容器包装廃棄物	1,432 t	1,425 t	1,418 t	1,411 t	1,404 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 各地区（自治会）への分別排出の徹底

ごみ減量化、資源化及びごみの分別排出の徹底を図るため、引き続き地区役員向け会議や衛生担当者会議並びに広報誌等でごみの分別徹底を依頼する。

(2) ごみ収集及び処理有料化の継続実施

分別やルール of 徹底を図るため、1ℓ あたり 1 円の手数料を上乗せする
ごみ指定袋の有料化と直接搬入のあったごみの重量に比例した処理手数料の徴収を継続して実施する。

(3) 買い物袋持参運動の推進

レジ袋の排出抑制のため、買い物の際は繰り返し使用できる買い物袋（マイバッグ）の持参の啓発、推進を行う。

(4) ごみ減量出前講座

ごみの減量やリサイクルなどごみに関する諸問題について、より理解と関心を深めるため、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容器包装リサイクル法第8条第2項第3号）

当市において分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように、分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（容器包装リサイクル法第8条第2項第4号）

単位:t	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
主としてスチール製の容器	43 t	43 t	43 t	43 t	43 t
主としてアルミ製の容器	14 t	14 t	14 t	14 t	14 t
無色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	82 t	82 t	81 t	81 t	81 t
	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)
	82 t 0 t	82 t 0 t	81 t 0 t	81 t 0 t	81 t 0 t
茶色のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	63 t	62 t	62 t	62 t	61 t
	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)
	63 t 0 t	62 t 0 t	62 t 0 t	62 t 0 t	61 t 0 t
その他のガラス製容器	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	44 t	44 t	43 t	43 t	43 t
	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)
	44 t 0 t	44 t 0 t	43 t 0 t	43 t 0 t	43 t 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	4 t	4 t	4 t	4 t	4 t
主として段ボール製の容器包装	116 t	115 t	115 t	114 t	113 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	86 t	85 t	85 t	84 t	84 t
	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)
	0 t 86 t	0 t 85 t	0 t 85 t	0 t 84 t	0 t 84 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	48 t	48 t	48 t	47 t	47 t
	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)
	48 t 0 t	48 t 0 t	48 t 0 t	47 t 0 t	47 t 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
	327 t	325 t	323 t	322 t	320 t
	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)	(引渡数量) (独自処理量)
	327 t 0 t	325 t 0 t	323 t 0 t	322 t 0 t	320 t 0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は次のとおり設定した。

2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
49,660 人 (対前年度比)	49,412 人 (対前年度比)	49,165 人 (対前年度比)	48,919 人 (対前年度比)	48,675 人 (対前年度比)
99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（容器包装リサイクル法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集・運搬の段階	選別保管の段階
スチール製容器 アルミ製容器	缶	市による定期回収	中間処理事業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	市による定期回収	市
紙製容器	紙パック	市による定期回収	中間処理事業者
段ボール	段ボール	市による定期回収	中間処理事業者
その他の紙製容器包装	雑誌・雑紙類	市による定期回収	中間処理事業者
ペットボトル	ペットボトル	市による定期回収	市
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	市による定期回収	市

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(容器包装リサイクル法第8条第2項第6号)

分別収集された容器包装廃棄物は、ストックヤード及び民間の中間処理事業者で選別、圧縮・梱包、保管する。

分別収集の用に供する施設

分別収集する 廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	缶	コンテナ	パッカー車	中間処理事業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん	コンテナ	平ボディ車	市ストックヤード
紙製容器	紙パック	縛って排出	パッカー車	中間処理事業者
段ボール	段ボール	縛って排出	パッカー車	中間処理事業者
その他の紙製容器	雑誌・雑紙類	縛って排出	パッカー車	中間処理事業者
ペットボトル	ペットボトル	ネット	パッカー車	市ストックヤード
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	指定袋	パッカー車	市ストックヤード

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 環境審議会

学識経験者、市民、事業者及び行政で組織し、一般廃棄物に関する重要な事項を審議する。

(2) 廃棄物減量等推進員

地域による自主的な廃棄物減量を推進していくため、廃棄物減量等推進員を導入し、各自治会に2名ずつ配置する。

推進員と連携し地域のごみ減量化、資源化及び環境美化推進のため、ごみ出しマナー・ごみ分別排出の指導をする。

(3) 分別収集が正しく出されるためのごみ集積所の設置補助制度や分別収集機材の貸与などの支援を継続して実施する。

(4) 学校、市民団体等の資源回収実施団体に対する支援（報償金）を継続して実施する。